

事業系ごみの処理方法が変わります！

☆事業系ごみとは … 店舗・会社・工場・事務所・事業所などの営利を目的とするものだけでなく、学校・病院・官公署など、広く公共サービスを行っているところも含めて、事業活動から出されるごみをいいます。

事業活動から発生したごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」において、そのごみを排出した事業者が適正な処理責任を持つものと定められています。事業系ごみを一般家庭ごみの収集所に出す行為や、野焼きなど不適正に処理することは、不法投棄に該当し、処罰されることがありますのでご注意ください。

【適正処理方法】

種別	分別方法	運搬処理方法	処理施設	排出方法
燃えるごみ	町の分別基準	一般廃棄物の許可業者に収集運搬委託して下さい	足柄西部清掃組合	事業系指定ごみ袋を使用 H20年度～
燃えないごみ				
資源ごみ	運搬・処理業者の基準等	一般廃棄物の許可業者に委託し収集運搬、処理又はリサイクルして下さい	再資源化施設	運搬・処理業者の基準による
粗大ごみ その他ごみ			廃棄物処理施設	

☆既に一般廃棄物収集運搬（処理）業者に収集運搬（処理）契約を締結し、適正に処理している事業所は … 平成20年4月1日以降受託収集運搬業者が、足柄西部清掃組合に搬入する場合は、**事業系指定ごみ袋（もえるごみ・燃えないごみ）を購入・使用し**、引き続き廃棄物の適正処理に努めて下さい。

ごみ減量化やリサイクルにもご尽力願います。

☆現在、町が収集運搬し処理料を賦課している事業所は …

廃棄物処理の適正化を推進するため、順次一般廃棄物収集運搬業者に委託し移行を図って下さい。

移行期間：平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

止むを得ない事由で、平成20年4月1日以降も引き続き町で収集し処理手数料を賦課する場合。

- ① 事業系一般廃棄物収集運搬等依頼届出書を生活環境化に提出し、収集運搬許可を受ける。
- ② 事業系指定ごみ袋を購入し、町の分別基準に従い分別する。
- ③ 燃えるごみ（毎週月・金曜日）と燃えないごみ（第2・第4水曜日）のみ、町で収集します。
- ④ 4ヶ月毎（8月・12月・3月）に処理手数料（重量実績）を賦課、納付書を発行し支払っていただきます。

【参考】処理手数料：21円/kg（平成19年度現在）

- ⑤ 移行期限までに収集運搬業者と契約を締結し適正化を図り、事業系一般廃棄物収集運搬等依頼（変更）届出書を生活環境課に提出する。

☆今後、一般廃棄物を排出しようとする事業所は …

今後、一般廃棄物を排出しようとする場合、一切町では収集いたしませんので、一般廃棄物収集運搬業者と協議し、適正処理を行って下さい。

【届出及びお問い合わせ先】山北町役場生活環境課生活環境班 電話 75-3645 まで

第8回山北町産業まつり開催される



去る昨年11月23日（金・祝日）、第8回山北町産業まつりが山北町健康福祉センター駐車場で開催されました。商工業部会では、会員事業所による模擬店、工業部会による串付さつま揚げとあんぱんの販売、女性部によるポテトと磯辺もちの販売、子ども輪投げ広場、おとな輪投げ広場を実施し、お子様からお年寄りまで沢山の方に楽しんでいただき、無事閉会を迎えることができました。

運営に際しご協力いただいた皆様には、この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。



商工会では、日商簿記検定の申込み・珠算検定を実施しています。お問合せは、山北町商工会 〇四六五（七六）三四五一 までお電話下さい。

パートタイム労働法が変わります！～平成20年4月1日施行～

パートタイム労働者とは … パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）の対象である短時間労働者（パートタイム労働者）は、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされています。例えば、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なってもこの条件に当てはまる労働者であれば、「パートタイム労働者」としてパートタイム労働法の対象となります。

ここでいう通常の労働者とは、事業所において社会通念に遵い「通常」と判断される労働者をいいます。この通常の判断は、業務の種類ごとに行い、「正社員」「正職員」など、いわゆる正規型の労働者がいれば、その労働者をいいます。例えば、労働契約の期間の定めがない長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系であるなど、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

改正のポイント

1. 事業主はパートタイム労働者を雇い入れる際、「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」を文書等で明示することが義務化されます。
2. 事業主は雇い入れ後パートタイム労働者から求められたとき、そのパートタイム労働者の待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明することが義務化されます。
3. 事業主は通常の労働者との均衡を考慮し、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験等を勘案して賃金を決定することが努力義務化されます。さらに、通常の労働者と比較して、パートタイム労働者の職務の内容と一定期間の人材活用の仕組みや運用等が同じ場合、その期間について賃金を通常の労働者と同じの方法で決定することが努力義務化されます。
4. 事業主は通常労働者への転換を推進するための措置（以下の措置又はこれらに準じた措置）を講じることが義務化されます。
5. 事業主がパートタイム労働者から苦情の申し出を受けたときは、事業所内で自主的な解決を図ることが努力義務化されます。

【パートタイム労働法に関するお問い合わせ先】神奈川県労働局雇用均等室 電話 045-211-7380 まで

神奈川県最低賃金のお知らせ

最低賃金は、常用・パート等の雇用形態や呼称の如何を問わず、全ての労働者に適用されます。今般、産業別最低賃金の7業種全てが改正され、12月20日から発効されましたのでお知らせします。

最低賃金の件名		最低賃金 (時間額)	引上げ額 (引上げ率)	効力発生日
神奈川県最低賃金		736円	19円 (2.65%)	平成19年10月19日
産業別最低賃金	塗料製造業	843円	10円 (1.20%)	平成19年12月20日
	鉄鋼業	830円	11円 (1.34%)	
	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	799円	11円 (1.40%)	
	ボイラ・原動機、建設機械・鉱山機械、金属加工機械、一般産業用機械・装置製造業	824円	11円 (1.35%)	
	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	813円	11円 (1.37%)	
	輸送用機械器具製造業	818円	11円 (1.36%)	
自動車小売業	815円	9円 (1.12%)		

【最低賃金に関するお問合せ先】神奈川県労働局賃金課 電話 045-211-7354 まで